

デジタル市場競争会議ワーキンググループ（第50回）

1. 開催日時：令和5年6月2日（金）15：30～16：30
2. 開催形式：通信システムを用いた遠隔開催
3. 出席者：
依田 高典 京都大学大学院 経済学研究科 教授
伊永 大輔 東北大学大学院 法学研究科 教授
増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
山田 香織 フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所
パートナー弁護士

（オブザーバー）

- 小林 慎太郎 (株)野村総合研究所 ICT・コンテンツ産業コンサルティング部
仲上 竜太 (一社)日本スマートフォンセキュリティ協会 技術部会長
日高 正博 一般社団法人 DroidKaigi 代表理事
株式会社メルペイ
増田 悦子 (公社)全国消費生活相談員協会 理事長

4. 議事

- (1) これまでの議論を踏まえた論点整理

5. 配布資料

資料 事務局提出資料（非公表）

○依田座長

それでは、お時間となりましたので、ただいまから、第50回「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、生貝議員、上野山議員、川濱議員、川本議員、塩野議員、森川議員が御欠席です。増島議員は、16時過ぎに途中入室と伺っております。また、オブザーバーの小林様、日高様、仲上様、増田様にも御出席をいただいております。

それでは、本日の議事や資料の取扱いについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○河野参事官

事務局の河野と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は、最終報告の案につきまして、御説明、御質疑、御議論をいただければと思っております。

初めに、今回も大部にわたる資料を直前にお送りしてしまいまして申し訳ございませんでした。今回は先日のワーキング以降の議論を踏まえて変更された点を中心に事務局から御説明申し上げまして、その後、皆様から御意見、御質問を承ればと考えております。

今日の資料は検討途上の内容で、まだ一部執筆中という部分もあり、機微な情報も含まれておりますので、資料は非公表ということで運営させていただければと思います。

本日の議論につきましては、いつもと同じように発言された方の御確認を経た上で公表するという手続とさせていただく予定でございます。

以上となります。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、本日の議題に進みます。まず、最終報告書案について事務局から30分ほど御説明いただいた後、議員の皆様から御意見、御質問をいただきます。御意見、御質問については伊永議員から名簿順、そして五十音順にオブザーバーの皆様からお願いできればと思います。

では、事務局から御説明をお願いいたします。

○河野参事官

私から説明いたします。

お送りしました最終報告の案となります。目次のほうで御覧いただきますと、総論から2番のアプリストアの部分まではほぼ執筆済みということで、これまでの議論を踏まえたものを記載しております。3番のブラウザの関係はまだ執筆中ということで、追ってこの部分も御送付さしあげようと思っております。4番のプリインストール、デフォルトというところは、一部4-3のところはまだ残っていますが、あらかた出来上がっているところです。5番のデータの取得、利活用のところはまだ執筆中ということで、これも追ってということになります。デバイス諸機能へのアクセスも後半が残っていますが、全体に関しましては、今日、変更点を御説明しまして、御議論いただければと思っております。

おります。

ページを進ませてもらって、「はじめに」という冒頭の後、本論に入っていきます。しばらくは特段大きな変更点はありませんので、少し飛ばさせていただきます。

総論につきましては、細かな微修正、それから総論の一番後ろのほうに諸外国の状況というの31ページ以降にありますけれども、ここも時点修正を行って直近のものに情報を入れ替えております。2023年5月のDMAの施行のところまで入っているということで、直近時点のものにしているところになります。

各論になりまして、まず各論の第1章、仕様変更のところの変更点といたしましては、49ページです。この部分は、対応の方向性、いわゆる規律を記述しているところなのですけれども、ブラウザのルール変更等についての懸念というのはモバイルだけに限られない。PCなど、モバイル以外のデバイスにも共通すると考えるのが妥当であろうということで、透明化法類似の透明性・公正性を担保する規律というのはモバイル・エコシステムに限定することなく、PC等を含めて提供されるブラウザであって、一定規模以上のものとして規律を課すという形で明示するという御提案になります。

次の50ページは、通知や変更に至るまでのプロセスの合理的な期間を設定する、通知を行う期限の設定やそのプロセスの合理的な期間を設定するとか、通知を行う場合に考えるということではありますけれども、ここでなお書きとして示したのは、事業者とのやりとりを踏まえてここで追記したということです。期限を設定すると、日本政府が設定した作為的な通知義務を守るために、というところで、アップデートのローンチが日本で遅くなるという問題提起がありました。これに対しての当方の考え方ということで、画一的な期限を設定するのではない、ルールを変更してそれをローンチするまでに合理的な日数を確保することを求めるという提案ですということをご明確に示す必要があるだろうということでこの2つのパラを追記しようという提案になります。

51ページになります。ここは開示義務の範囲というところで、ルール変更のうち主要な事項であって、開示による弊害が生じない限度ということで、様々な主要な事項の変更というのがあると思いますけれども、セキュリティなどの安全性に関わる部分を開示するということには限界があると思いますので、弊害が生じない限度というところで、そこは問題が起きないような範囲で開示を求めていくということです。

それから、手続・体制が51ページの下でございます。問合せに対する手続やそれに応答する体制をどう整備するかというのは、OSやブラウザになるとかなり大多数の関係者を相手にすることが想定されますので、OS・ブラウザの性質や特性を考慮に入れて、必要かつ合理的な範囲で対応する仕組みを構築するというごことで、この必要性と合理性というのを勘案して、納得のいくような仕組みを構築してもらいたいということをごメッセージとして出していくことがいいのではないかとご提案になります。

次の52ページは、協議の申入れです。問合せのみならず、協議の申入れにも適切に対応してもらおうという目的を達成するために、どういうことを規律として明確にするかとい

うこと。ここも、必要かつ合理的な範囲で協議の申入れに対応するために必要な手続・体制を整備するという事です。相手方が多数で、仕様変更の内容によって影響を受けるステークホルダーも変わってきますので、変更の内容にも影響されるだろうということです。その必要性和合理性ということに照らしてきちんとやっていくということをここで明示するという御提案になります。

その下の「また」というところですが、団体との間で協議の機会を設けるということに関してもメリットがあるだろうということです。こういう形で少し大きめのパラグラフですが、団体も位置づけるということをしちゃんと理由を付した上で説明しようという御提案になります。

53ページの上の2行ですが、これまで議論していただきましたOSとブラウザに関する仕様の変更に対しては、必要かつ合理的な範囲で協議の申入れに対応する体制が必要だというふう結論を持っていくということで御提案さしあげていますが、アプリストアも透明化法の中で一定の体制整備が義務づけられていて、対象になっていますけれども、この協議の申入れへの対応がOS・ブラウザだけでいいのかというと、これまで必ずしも皆さんの念頭に置かれていなかったかもしれませんが、こういう形で「なお」ということで、今まさに動いているアプリストアに対する透明化法のメカニズムの中でも、利用事業者との対話プロセスをより実効あるものとするべく協議の申入れに対する必要な手続・体制の整備ということが求められることを本最終報告で明示したほうがいいのではないかと御提案になります。

次の変更点としましては、これも御議論いただいたことの結論を書かせていただいたところですが、57ページ、検索エンジンの主要な事項の事前の開示というところですが、57ページの真ん中に括弧書きの形で検索エンジンの提供事業者による主要な事項の事前の開示については法的な義務とまではする必要はないだろうということで御議論いただいて、そのとおりの形で、括弧書きという形ですが、法的な義務とはせず指針などで規律するという事で、柔軟性を持たせるといいますか、ケース・バイ・ケースで事前の開示も行われ、そうでない場合には一般的な事後の開示とか、アップデートするという形でフレキシビリティを持たせるといふ形のほうがいいのではないかと、こういう形でその旨を付記するという御提案になります。

あと、事前の開示でも、ウェブサイトが講ずる明確で役立つ対応方法がある変更が想定されるということで、事前の開示をするということを指針に書く場合であっても、ある程度どういふものをイメージすればいいのかということで、対応方法がある場合ということなのだということをこの最終報告でも世の中に提示していくことがいいのではないかと、このように付記するという御提案になります。

以上が1番の仕様変更になります。

次のアプリストアのところですが、初めはIAPの問題で、大きな変更点というのは少し先に進みまして80ページのデベロッパーに対する情報共有というところで、返金の問題に

依然として懸念がある。これに対してどういう記述を設けるべきかというところで、これまでの御議論を踏まえまして、この問題につきましても、課金・決済システムの利用の義務づけに起因している。このため、その利用義務づけが禁止される別途の規律によって競争性が確保されるということで一部改善が期待される。

また、別のアプリストアが代替流通経路として参入すれば、そこで新たな課金・決済システムがそれにくっついて生じるということも考えられますので、デベロッパーとの間の返金をめぐる情報共有というサービス面での質の面での競争が生じる。それによっても改善が期待されるということです。

さらに、これまでGoogle、Appleからいろいろ情報をいただけてきましたけれども、自主的な改善の取組もあるということで、この3つの要素を踏まえまして、返金の問題については透明化法の運用の中でモニタリングを継続するというので改善を促すことにより対応するという出口を明示するという御提案になります。

ちょっと先に進みまして、アプリの代替流通経路になりまして、100ページになります。

(1) 番の「アプリ代替流通経路の容認を求める」というところで「以上を踏まえ」という2行があるのですが、一定規模以上のOSを提供する事業者というのはAppleを想定したのですが、アプリ代替流通経路を実効的に利用できるようにすることを義務づけるべきであるということにしております。これは以前、これまで議論いただいた際にお示ししたペーパーですと、提供という言葉でここを記載していたのですが、提供という側面を想定するよりも、流通経路というのがより利用されることによって競争圧力が増すというメカニズムを機能させるということを目的にしていることを踏まえまして、提供されていけばいいというのではなくて、利用ができなくてはいけません。実効的に利用することによってその目的が実現されるだろうということで、利用という言葉に入れ替えさせていただいたということになります。

それからもう一点は、これまでにお示しして御議論いただいたペーパーでは、代替流通経路の義務づけではあるのですが、当該OS提供事業者が提供するものを除く代替流通経路という形で、iPhoneのケースで申し上げますと、Appleが提供しているアプリの流通経路が除かれてしまっていますので、結果として、例えば、Safariによって代替流通経路が開くということだけではこの義務づけは守ったことになりませんということで、Safariでは駄目、ブラウザであればほかのブラウザでなければいけないという形の記述になっておりました。

これも事務局内で改めて検討しまして、そこまで間口を狭くしておく必要はないだろうということで、仮にほかのブラウザのみでなく、Safariでもアプリストアの代替流通経路が広がるというのが実現される場合でも、それはこの義務への対応として考える余地を残したほうがいいのではないかとということで、以前のペーパーに書いてありました括弧書きで限定していたところを取り除いたということになります。

(2) 番、「仮に」ということで1行ほど入っております。これは代替流通経路を容認

する場合のセキュリティー、プライバシーの確保、セキュリティー、プライバシーを確保するための一定の措置は認められるべきだろう。ただし、厳に必要であり、比例的な措置である限りということなのですけれども、どういう場合に認められるべきかということをも明確化するために、この「仮に」というところを追加させていただきました。これはある措置によって実効的な利用に制約が生じるというケースを明確化したほうがいいだろうということになります。

それから、少し進みまして、4番のプリインストール、デフォルトの関係になります。108ページから109ページでiOSのデフォルト設定でこれまでブラウザを主に上げてきましたけれども、iOS上のメールアプリもデフォルトということで追加したということになります。

それから、少し進みまして、選択画面を出すタイミングの問題です。これは初回起動時に出すというのがDMAでの条文上の義務になっておりますけれども、初回起動時だけでいいのかということの議論がありまして、それを踏まえまして、126ページの「選択画面を出すタイミング」というところは工夫した書き方が必要だと考えまして、各方面と議論した結果、初回以外の場に出すとしても、いつ出すのか。それがUXを害しないやり方というのが本当に今あるのかどうかというのはなかなか現時点では先が読めない中で、例えば初回画面プラスさらに定期的なことを明示するところまでは踏み込まないほうがいいだろうと考えまして、タイミングに関しましては、脚注に初回起動時で十分か、UXに悪影響を与えない範囲で追加の表示が必要か、追加が必要な場合、どのようなタイミングが適切か、定期的に出すのか、あるいはアップデートのときに出すのか、いろいろなバリエーションがあると思いますので、そういう点での検討が必要であるということで、検討すべき点は脚注に明示した上で、タイミングの設計は重要であるという形でとどめておくのが望ましいのではないかと考えまして、そういう観点からの修文になります。

129ページですけれども、マップの問題です。Googleから検索結果の上のほうに枠で表示されるマップをほかの代替的なマップに切り換えることについて、事業者から問題提起がありまして、これを明示するというので、少し分量としては多いですけれども、こういう形で入れたほうがいいのではないかと御提案になります。

130ページが一番下です。Googleマップの自社サービスの優先表示の問題について、どういう形で最終報告で問題意識を提示するかということなのですけれども、「したがって」の段落で書いたような形で考え方をまとめるのがいいのではないかと御提案になります。

まず一つとしては、枠を設定することで、そこにデフォルトで常に出てくるということ自体は容認するのが適当ではないか。ただし、自社以外のマップサービスがユーザーから遠ざかっていってしまうという問題がやはり残りますので、自社以外のサービスをユーザーが選びやすくするような方策や何らかの形で容易にアクセスできるような方策を求めるという形で世の中に問題提示していくことがいいのではないかと御提案になります。

131ページになりますと、「対応の方向性」として、この部分は自社サービスの優遇を禁止する規律を導入する必要があるという形でこれまで議論していただいたペーパーには記載していたのですが、ここは関係する各方面とのいろいろな意見交換をした中で、有利に扱うことがないようにする必要があるということは世の中に対して明示して、必要性は提起するというやり方で、ただし、規律の在り方は引き続き検討を行っていく。

自社を優遇するといいますが、各サービスの特性や表示の方法はどういう方法であれば自社を優遇する、しかも検索結果として表れる中で常に表示されるとか、どんなクエリを入れてもしつこく出てくるとか、表示の方法にも自社優遇かどうかの評価というのは変わってくるだろうということで、そういう自社サービスとして表れてくる各サービスの特性、表示の方法を勘案して、どのように評価するかを踏まえた上で規律の在り方の検討を行うという形で、ほかの各論の部分とは少しトーンが違ってくるのですが、まだ検討する部分が多いので、必要性を明示した上で規律の在り方は検討していくという書き方とするのが妥当ではないかと考えております。そういう点での変更点の御提案になります。

最後に、6番の「デバイス諸機能へのアクセス」のところ、細かな変更点がありますが、大きな変更点を申し上げますと、136ページの「対応の方向性」というところで、OS等の機能について、自社に認められているものと同等の機能とその相互運用性やそのためのアクセスをサードパーティーに対して認めることを義務づけるべきであるという2行のところについて御提案になります。これまでは「アクセス」という言葉で、「相互運用性」という言葉は明示してこなかったのですが、果たして「相互運用性」という言葉で表現しなくていいのかということを経営局内で検討いたしました。相互運用性という単なるアクセスではなくて、相互に運用できるのだと。言ってみれば、アクセスよりも少し高度の競争性を確保するような解釈とし得るような「相互運用性」というキーワードをここにきちんと明示したほうがいいのではないかとということになりまして、こういう形で同等のアクセスという言い方ではなくて、同等の機能との相互運用性や、同等の機能との相互運用性を実現するためのアクセスということで、単なるアクセスではなくて相互運用ができるようなアクセスというものがサードパーティーに対して認めることを義務づけるべきであるという形で、少し厚みを持たせて目的に即した表現になるといいなということ、こういう形で変更させていただいたという御提案になります。

この点につきましては、日高様からも補足的に御説明をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、136ページの一番下のアクセスのところもこれまで御議論させていただいたところでもありますけれども、無償のアクセスというところにつきましてはもう少し検討する余地があるのではないかと、その規律自体には「無償の」という言葉を入れずに、検討課題として引き続きこの部分は検討していく必要があるのだというところ。イコールフットイングの観点から無償とすることが望ましいということは御議論いただいたところですが、無償が与えるインパクトなどを含めもう少し深掘りして検討する

必要があるだろうということで、なお書きという形にさせていただければということで御提案になります。

事務局からの説明としましては以上となります。

○依田座長

ありがとうございました。

事務局から一部日高様から御説明をお願いしたい部分のリクエストがありました。日高様、可能でしたら、御説明の追加をお願いします。

○日高オブザーバー

それでは、相互運用性という言葉について、少々特殊な専門用語かなと思いますので、私から補足説明ができればと思います。

まず、モバイル・エコシステムにおける相互運用性という基本的なところを最初に少しお話しできればと思うのですが、一つの考え方としては、AndroidやOSといったモバイルOS間といった大きなものから、モバイルOSの中でハードウェアだったり、更には決済のような外部システムというところに対して相互にどうやって運用していくかという問題というのは一般的に発生し得るものであるという言葉の理解が前提にあります。例えばNFCというハードウェアを搭載していてICカードの決済を行いますというケースですと、モバイルOSのどちらかというところと外側に金融システムがあって既存のシステムがありますので、それとどう運用するかという大きな観点のものがあります。

このような場合、技術的なものというのは既に標準化されていたり、決済市場というのが既にあるので、なるべく競争の原理が働くエコシステムが既にある。これは競争がちゃんと働いているケースの一つです。

この先の具体例は、少し入り組んでまいりますけれども、先ほどの136ページで出ていたUWBのような超短波の無線のような新規性の高いものでしたら、そういう既存の市場というのがまだできていないようなケースと理解できます。この場合は自社が管理下に置いたサービスや外部デバイスとの連携というものを推進する立場になってきます。ここはモバイルOSの提供事業者のことかなと私は理解しています。

こういうケースでは、イコールフットィングの観点や機能への同等のアクセスという表現もできるかと思いますが、ここでは、いずれかのサードパーティーの方がUWB対応のデバイスを探すような機能であるとか、位置を特定して、なくしたものを見つけるような機能といったOS提供事業者と同等のものはなかなか提供しづらい環境にあるので、この部分で相互運用性という言葉を入れてはどうですかという事務局の御提案につながったものと理解しています。

あと、ソフトウェアの都合ではあるのですが、AppStoreのような特定の機能やサービスというものに関しても、相互運用性が確保されていることでサードパーティーが今のファーストパーティーの機能と同等のものを提供できることを保障する、もしくはサードパーティーがほかのものに置き換えるようなことを阻止するということも含めて、競

争を阻害する可能性がある行為を制限できるという点では、ソフトウェア独特の、ソフトウェアの論理の中で起きている相互運用性という部分のお話かなというところがあります。DMAにおいて相互運用性というのはこの辺りも含めて懸念されて書かれているようなものと技術的には理解してよいかなと思っております。

というわけで、相互運用性に関しては、どちらかというところこれまでの表記よりは幅広に捉えていただけるような文言であることというのと、サービスの提供をより公平にしましょうというところにおいて意味がある言葉であろうというところを補足として説明させていただきます。

少々長くなりましたけれども、以上です。

○依田座長

どうもありがとうございました。

それでは、議員の皆様から御意見、御質問をいただきます。お一人当たり3～4分程度で御意見、御質問をいただき、3人ずつに区切って必要に応じて事務局から回答いただきます。黄色マーカーを付した御説明のあった箇所を中心に御議論いただければと思います。それ以外の箇所についても、何かございましたら、お願いいたします。

伊永議員は入っていらっしゃいますでしょうか。

○伊永議員

すみません、15分ほど遅れて入りました。

○依田座長

お願いいたします。

○伊永議員

冒頭部分をほとんど聞いていなくて、80ページぐらいから後しか説明が聞いていせんので、皆さんの御意見を先に聞いていただいて、大体相場感ができたら、その部分についてお話ししたいと思います。

○依田座長

承知しました。

それでは、先になります、山田議員、お願いいたします。

○山田議員

ありがとうございます。

私はあまりすごいコメントはなくて、全て気になっていたところがオープンエンドという書きぶりになっていまして、今、海外当局もかなり実際どうするかというところが動いていて議論が継続しているところなので、今の段階のレポートとして非常にいい形でまとまっているのではないかなと思って伺っていました。

この後、条文に落とすときも、まだ諸外国もすごく流動的なので、条文自体も若干フレキシブルな余裕を残した形で具体化されていけるといいのかなと思いました。

ほかの細かいところは、特にここが問題というのはございませんので、以上です。あり

がとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、小林様、お願いいたします。

○小林オブザーバー

これまで事務局から御説明いただいた内容とこちら側から応答した内容を上手に整理いただいたのではないかなと御説明を伺いながら感じていたところでございます。

特に代替流通経路におけるプライバシー上の上乗せ措置の部分についても、厳に必要かつ比例的なところの文言であるとか、脚注での表現というものもかなりしっかり書き込んでいただいたのではないかなと思っております。

それから、相互運用性についての表現なのですが、これも今、日高様から御説明があったとおりで、よく理解したところなのですが、蛇足ながらお伝えさせていただくと、データポータビリティという議論をしていたときにも、データポータビリティというのは規定されただけでは実現できなくて、データポータビリティにプラスして「相互運用性」というものをつけて、あえて2つを組み合わせる形でレギュレーションが検討されているということ踏まえたと、ここの文章においても「アクセス」だけではなく「相互運用性」まで踏み込んで書かれたというのは納得のいくものなのかなと思えました。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、仲上様、お願いいたします。

○仲上オブザーバー

JSSECの仲上でございます。

私も、この会に参加させていただいたきっかけでもございます、当初サイドローディングという書かれ方をされておった代替流通経路についてコメントさせていただくわけですが、今回、最終版を出していただいた中で非常にリーズナブルなところに落ち着いたのかなと思っておりますし、今後、代替流通経路が出てくるときに、その代替流通経路に対してもセキュリティーの観点で求めるべきものがあるというのも書いていただいて、コードオブプラクティスを参照するということもしっかりと記述していただいておりますので、非常にリーズナブルな報告書になったのではないかと考えております。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、日高様、何か改めてありましたら、お願いいたします。

○日高オブザーバー

私としても全体的な方向感というのはそろっているのかなという感想となります。

あとは、山田議員等がおっしゃっていたかとは思いますが、競争上の環境というのは今後変化していくのと、他国や欧州等の施行状況などを見ながら変わっていく部分もあるかと思しますので、必要性に応じてこの最終報告案をベースに議論を進めていただきたいなという点と、技術的な背景に関しては、今回のようなオブザーバー参加していただいた皆さんと同じような形で、技術者であったり専門家の意見等、競争環境の当事者たる事業者等に聞いていただくのが妥当かなと思しますので、これをベースによいものとなっていければというところが私の感想となります。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増田様、お願いいたします。

○増田オブザーバー

ありがとうございました。いろいろ御意見を聞いていただいたと思っております。

競争上の観点から様々な必要なことがあるということは理解しましたし、今回の取りまとめについてもそのとおりだなと思う反面、実際に消費者が利用する際に、その画面でどの程度内容を理解するかというところで消費者の利益が損なわれる可能性もあるというのが実態だと思っております。

例えばデベロッパーに対する情報提供において決済課金システムの利用の義務づけが禁止されることによって一定の解決ができるという記載もございました。それはそうだと思います。

ただ、Apple経由で決済するのか、あるいはサードパーティー決済サービスの経由で決済するのかということが分かりにくいと、消費者のほうは何かあって巻き戻しをするという場合にどこに申入れをしていいのか分からないということもあり得るものですから、そうしたときの画面をその決済サービスの特性とともに非常に分かりやすくしていただくなど、今後、運用上の問題とは思いますが、その辺も留意していただくと助かるなど思っております。

以上です。

○依田座長

ありがとうございました。

続きまして、増島議員、お願いいたします。

○増島議員

ありがとうございます。

神なのか悪魔なのか分からないですけども、細部に宿るというもので、これは今、事業者とも一定の調整をいただいて妥結をしたところという形になっているのだろうと承知をしておりますが、全体的にそうだと思うんですけども、例えば開示による弊害が生じ

ない限度とか、必要かつ合理的みたいな話になっているときに、この弊害というのは一体誰にとっての弊害なのだという話、もしくは必要かつ合理的というのは誰から見てそうなのだという部分が、交渉がありますとこのように意図的に曖昧にして妥結するという方法が採用されるわけですね。コンストラクティブなアンビグイティーを確保するということをしたのだと思っていて、こうしたことは交渉のプロセスの中で必要だと思っているのですが、この報告書がこういう形で出ます、この後、報告書を反映したようなルールなのかガイドラインなのか世の中に出て行った、そうすると結局できあがった規範の細部に悪魔的なものが宿っている状態になっている可能性があるわけです。いわゆる骨抜きという状態はこのように生まれてくるわけですが、骨抜きを回避して実効性のあるルールとしていくための戦略はきちんと持てているのかというところが気になりました。

繰り返しになるのですがけれども、ここまでの御調整は本当に大変だったと思いますので、その御調整のご苦勞は実に多としたいということなのですが、骨抜きになったものについて、よかったよかったできたねと言っていけばよい立場でもないというのが我々委員の立場なので、出来上がったものが法令化されたものが、本来この会議で必要であると考えていたものが取れていないという状態にならないためのパスというのを我々が持っているのかというところが気になる。交渉の最後というのは必ずそういうことが出てくるので、そこがちゃんと詰められているのかなというのが気になりました。

以上でございます。

○依田座長

ありがとうございます。

では、戻りまして、伊永議員、お願いいたします。

○伊永議員

ありがとうございます。

まず、冒頭部分ですけれども、AppleとGoogleとの間でうまく妥結ができたということだと思いますので、聞いておりませんで大変失礼しましたが、交渉をおまとめいただきありがとうございます。大変だったと思います。

その上で、報告書も、私が聞いた部分につきましては何の違和感もなく、それから議員の皆さんが言われていることにも賛同できるところで、利用者にとって実効的な選択肢を創出するための環境整備が今回の大きな題目だったと思いますが、競争者から見れば競争条件の同等性を確保するという一方で、これを実現する内容のメニューとしては十分なものになっているかと私も思いました。

一方で、山田議員、増島議員からも御指摘がありましたけれども、競争状況の変化などに対してなるべく耐久性の高い制度にしていかないと、すぐ陳腐化してしまうのではないかと、もしくは迂回措置を取られてしまうのではないかとというのはこの分野では常にあるのではないかなと思っています。

その意味でちょっと細かい点を申し上げますと、やらなくてはいけないこととやっては

いけないこと、Do'sとDon'tsのどちらもですけれども、直接的な行為だけではなくて、同じ効果を違う手段によって行われるという間接的な手段もお封じておく。その上で、さらには包括的な迂回防止措置みたいなものも規定として用意するという2段階構えにしておくといいと考えています。実際にDMAを子細に読みますと、このような形で直接と間接を個々の規定に盛り込む一方で、13条の迂回防止措置があるという形になっているように読めましたので、直接的な禁止をアルゴリズムやダークパターンなどの別の手法によって実現するという間接的なものも封じられるような記載を少し増やしてもいいかなと思ったくらいです。

メニューとしては十分なものになっているかと思いましたが、あとはなるべく長い間規制が有効な状況というのをつくれたらいいなと思いましたが、一つの工夫としては、フレキシブルという言葉がありましたけれども、そういった形のバッファをつくっておくといいかなと思いました。

私からは以上になります。ありがとうございます。

○依田座長

ありがとうございました。

それでは、今、議員、オブザーバーの皆様からいただいた意見、コメントについて、事務局からリプライがございましたら、お願いいたします。

○河野参事官

貴重な御意見をありがとうございます。いずれも本当にありがたいお言葉をいただくと同時に、今後詰めていかなければいけない点ということコメントしていただいたのかなと思っております。

順不同で失礼ですが、コメントできる範囲につきましてコメントいたしたいと思えます。

まず一つは、増田先生がおっしゃったことはそのとおりだと思います。ほかの決済・課金システムの利用義務づけの禁止ということが徹底されると、一つのアプリの中で場合によっては2つ、3つとたくさんの課金決済システムが出てしまい、消費者が混乱するとか、分かりにくいということの御指摘がありました。

この点につきましては、画面共有させていただきたいと思えますけれども、黄色いマーカーをつけておりませんでした。失礼いたしました。一言触れている部分がありまして、79ページの今ハイライトしている部分で、なお書きという形なのですが、デベロッパーにおいては複数の決済・課金システムの選択を適用する場合には、どちらで取引を行ったのか分かるようにするなど、ユーザーに混乱が生じない対応を行っていくことが必要だということで、単に2つ、3つに並べるということで逆に使いにくいものが並ぶということがあってはなりませんので、こういう形で問題意識を明示するというところで考えているところであります。

続きまして、増島先生がおっしゃいました必要かつ合理的というところで、交渉の過程でこういう表現とすることが妥当なのかなというところがあります。交渉の過程の中で施

行後の戦略というところも一部見えてきているところもあるのかなと思っているのですが、最後にその部分で落とし穴にならないようもっときちんとした戦略ということ、を今後練っていかなくてはいけないのかなということで、そういう示唆ということで受け止めて、今後、この戦略というのをよりきちんと設定していければと思っています。

それから、相互運用性、インターオペラビリティに関しまして、データのところとの整合性という面でもということで、御指摘のとおり、今回、インターオペラビリティというところを前面に出すということでいかせていただければと思っています。

それから、条文に落とすときのフレキシビリティについて、日高先生、山田先生、伊永先生から御指摘いただきました競争環境の変化を見据えたということは本当におっしゃるとおりで、今回のこの提言を実際に条文化するときにはそこをしっかりと確保して、変化に対応できるような法律をつくっていかねばいけないと思っています。事前規制で明確にDo'sやDon'tsというのが現れていくという形というのは、事前にその場でやっただけではいけないことややらなくてはならないことが現れるという点で、明確性というメリットがありますけれども、確かに変化に柔軟に対応できるのかという点ではそれだけでは不十分だということで、現時点では迂回ということで提案していますけれども、伊永先生がおっしゃったような2段構えということも視野に入れながら制度設計をより詳細に考えていく必要があるかなと思っています。その際にはDMAも参考にしていきたいと思っています。

簡単ですが、リアクションとしては以上でございます。ありがとうございます。

○依田座長

どうもありがとうございました。

今まで議員の皆様、オブザーバーの皆様から伺ったとおり、最終報告書案の前半につきまして、お認めいただいたところではございます。ただし、最後の最後まで当事者と事務局で意見交換をした中で、若干の修正があったところもございます。

したがって、今後の法制化、エンフォースメントに向けて、しっかりと穴がないような形で国際的な調和ということも踏まえて、しっかりと留意をしていきたいと考えております。

そのほか、終盤になってモバイルだけではなくてPCのほうもカバーするような形になって、今後の条文化に向けて対応が必要になった部分もございます。それについても今後の情勢の変化というのを見ながら、もう少し詰めなくてはいけないところもございます。

その背景事情としましては、今、非常に話題になっているChatGPTのような生成AIが非常に議論になっていまして、どうやらモバイルだけのところにとどまらないところもありまして、そういうところがこの最終報告書案に向けて議論する中でぎりぎりカバーリングできたところは逆によかったかなとも思っています。

そういうところも踏まえまして、今後も主要なプレーヤーが変わっていくことが予想されますので、今回、こういう報告書が出て、5年、10年のモバイルOSのエコシステムの

規制の中において、絶えず見直しをしていかないといけないかなとも考えております。そういったことも踏まえまして、柔軟に絶えず見直しを進めていくという前提の下で、今日のワーキンググループにおいて最終報告書案につきましてはお認めする方向で、事務局にお願いできればと考えております。

では、今日のここまでのところはお認めいただきましたので、事務局のほう、しっかりと議員の皆様、オブザーバーの皆様の御意見を最終報告書案に根づかせる形で仕上げのほうをよろしく願いいたします。

では、最後に事務局から御連絡等をいただけますでしょうか。

○河野参事官

本日は誠にありがとうございました。

次回のワーキングの日程につきましては、追って御連絡さしあげます。

資料をお送りしたのが直前になりまして申し訳ありませんでした。もし後ほど資料を読んでいてさらにお気づきの点等がございましたら、別途メールで御連絡をいただければと思っております。その場合には、先の日程との関係で6月6日火曜日めどで追加のコメントをいただければと思っております。

以上でございます。

○依田座長

それでは、以上をもちまして、本日の第50回「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。